

## 【掲載官報】

平成 22 年 9 月 8 日 本紙第 5393 号

## 【法令名】

○国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

## 【法令番号】

平成 22 年 9 月 8 日 政令第 194 号

## 【管轄省庁】

厚生労働省

## 【施行期日】

平成 23 年 4 月 1 日

## 【制定の根拠規定】

国民年金法等の一部を改正する法律（平成22年法律第27号）附則第3条  
及び関係法律

## 【法令のあらまし】

### \* 趣旨・目的

国民年金法等の一部を改正する法律により、障害年金の受給権者について、結婚や子の出生等による生活状況の変化に応じたきめ細かな対応を図る観点から、障害基礎年金、障害厚生年金等の額の加算に係る子及び配偶者の範囲を拡大したことに伴い、生計維持認定に係る規定等について必要な整備を行う。

### \* 要旨

#### 1 国民年金法施行令の一部改正関係

これまで、障害基礎年金の子の加算は、障害基礎年金の受給権発生時点で生計維持関係がある子があるときに、行われることとなっていた。国民年金法等の一部を改正する法律により、障害基礎年金の受給権者がその権利を取得した後に、生計を維持する子を有するに至った場合にも、当該障害基礎年金の加算を行うものとされた。

これに伴い、障害基礎年金の加算額に係る生計維持の認定について、受給権発生時点のみ生計維持を認定することとなっていたのを、受給権発生後にも生計維持認定を行うこ

とに改正する。

(第1条関係)

## 2 厚生年金保険法施行令、国家公務員共済組合法施行令及び地方公務員等共済組合法施行令の一部改正関係

これまで、障害厚生年金及び障害共済年金の配偶者の加給年金額は、障害厚生年金及び障害共済年金の受給権発生時点で生計維持関係がある配偶者があるときに、加算されることとなっていた。国民年金法等の一部を改正する法律により、障害厚生年金及び障害共済年金の受給権者がその権利を取得した後に、生計を維持する65歳未満の配偶者を有するに至った場合にも、当該障害厚生年金及び障害共済年金に加給年金額を加算するものとされた。

これに伴い、加給年金額に係る生計維持の認定について、受給権発生時点にのみ生計維持を認定することとなっていたのを、受給権発生後にも生計維持認定を行うことに改正する。

(第2条―第4条関係)

## 3 その他

- (1) 国民年金法等の一部を改正する法律により、旧厚生年金保険法による障害年金の受給権発生後に生計維持関係がある配偶者又は子を有するに至ったため、次に掲げるものについても加給年金額の加算又は子の加算を行う。

昭和60年年金制度改正前、指定共済組合（厚生年金保険法の適用が除外されている組合。日本製鉄八幡共済組合）が支給していた年金たる給付のうち、昭和60年年金制度改正後においては、旧厚生年金保険法による年金たる給付として支給されている障害年金について、受給権発生後に生計維持関係がある配偶者又は子を有するに至ったとき

(第5条関係)

- (2) 平成14年4月1日に厚生年金保険に統合された農林漁業団体職員共済組合で、統合日前に受給権が発生した者については、廃止前の農林漁業団体職員共済組合法等の規定に基づき年金給付が支払われるため、次に掲げるものについても加給年金額の加算又は子の加算を行う。

移行農林共済年金のうち障害共済年金について、障害共済年金の受給権発生後に生計維持関係がある配偶者又は子を有するに至ったとき

(第6条関係)

## 4 経過措置

- (1) 障害厚生年金の受給権者とその配偶者との婚姻が、当該障害厚生年金の受給権発

生後で、かつ、その配偶者が老齢基礎年金を受給できる 65 歳到達前であって、法の施行日が当該配偶者が 65 歳に到達した日より後にある場合には、施行日の属する月分から当該配偶者の老齢基礎年金に振替加算を加算する。

- (2) 障害厚生年金の受給権者と合算対象期間のみを有する者である配偶者との婚姻が、当該障害厚生年金の受給権発生後で、かつ、その配偶者が 65 歳到達前であって、施行日が当該配偶者が 65 歳に到達した後にある場合には、施行日の属する月分から当該配偶者に振替加算に相当する額を老齢基礎年金として支給する。

(第 7 条～第 10 条関係)

.....